

規 約

宮城県アイスホッケー連盟

第1章 総 則

(名称)

第1条 本団体は宮城県アイスホッケー連盟と称する。

(事務所)

第2条 本団体の事務所は宮城県仙台市におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本団体は宮城県アイスホッケー界を統轄し、且つこれを代表し、財団法人日本アイスホッケー連盟に加盟する唯一のアマチュア団体であって、宮城県に於けるアイスホッケーの普及、および振興を図り以って広くスポーツマン精神の涵養と体力の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本団体は前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. アイスホッケーの競技力の向上、普及、奨励、及び指導者の養成
2. アイスホッケーに関する競技会、講習会の開催及び代表競技者の選定並びに派遣
3. アイスホッケーに関する宮城県に於ける競技者の認定及び登録
4. アイスホッケーに関する情報、資料の蒐集、保存及び広報、その他刊行物の発行
5. その他、本団体の目的を達成するために必要な事業

(加 盟)

第5条 本団体の主旨に賛同するものは理事会に於いて理事2名の推薦により理事3分の2以上の同意を得て加盟することが出来る。加盟の種類は次の3種とする。

(1) 団体加盟会員

チームを有する10名以上の団体としてチーム登録を行うもの

(2) 個人加盟会員

特定チームに加盟しないが、個人として登録を行うもの

(3) 賛助会員

アイスホッケー、又はスポーツに関心の深い団体、法人又は個人で本団体の主旨に賛同するもの

(加盟費及び登録費)

第6条 1. 団体及び個人加盟会員は加盟の際、加盟費及び毎年総会に於いて定める登録費を納入しなければならない。加盟費は次の通り定める。

(1) 団体加盟会費 50,000円

(2) 個人加盟会費 5,000円

2. 賛助会員は、毎年賛助会費を納入するものとする。

法人 一口 10,000円

個人 一口 5,000円

(退会又は除名)

第7条 会員は次の各号のいずれかに該当した時は退会する。

1. (1) 書面を以って脱会することを届出、理事会の承認を得た時
(2) 除名された時
2. 会員が登録費を未納し、本会の名誉を毀損する行為をした時は総会の決議により除名することが出来る

(拋出金の不返還)

第8条 会員は前条第1項の規定により退会した時は既納の加盟費、及び登録費その他の金銭、又は財産については事由の如何を問わず何ら請求権を有しないものとする。

第3章 役員

(役員の種類及び数)

第9条 本団体に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 3名以内

理事長 1名

副理事長 2名

理事 15名以内 (会長、副会長、理事長、副理事長含む)

監事 2名

(役員を選任)

- 第10条
1. 理事及び監事は評議員、個人会員及び本県スケート界有識者の内から理事選考委員会に於いて候補者を推薦し、総会に於いて選任する。
但し、会長は理事定数の内、3名以内を任命することが出来る。
 2. 会長、副会長、理事長、副理事長は理事会に於いて互選する。
 3. 理事及び監事が欠けた時は、第1項の規定により、会長、副会長、理事長、副理事長が欠けた時は、第2項の規定により補選する。
 4. 理事選任に際しては、第18条に規定する評議員の中から5名を選任し、理事選考委員会を構成し、理事候補者を総会に推薦する。

(役員任期)

- 第11条
1. 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 2. 前項第3項の規定により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
 3. 役員は任期満了後であっても後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(役員 の 退任)

第 1 2 条 役員は、任期満了前であっても次の各号のいずれかに該当した時は、その職務を失うものとする。

1. 退任を申し出て理事会の承認を得たとき
2. 死亡
3. 本団体の名誉を毀損するなど、役員として適当でないと認められる事由により総会に於いて、解任の議決があったとき

(役員 の 職務)

- 第 1 3 条
1. 会長は本団体を代表し会務を総理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時、その職務を代行する。
 3. 理事長は理事会の議決により会務を執行し処理する。
 4. 理事は理事会を構成し会務の執行にあたる。
 5. 監事は民法第 5 9 条に規定する職務を行う。

(顧問及び相談役)

- 第 1 4 条
1. 本団体に顧問及び相談役を置くことが出来る。
 2. 顧問は有識者の中から総会の承認を得て会長が委嘱する。
 3. 相談役は理事会の同意を得て会長が委嘱する。
 4. 顧問及び相談役は本団体の基本方針、その他特に重要な事項について会長の諮問に答え、総会及び理事会に出席し意見を述べる事が出来る。

(事務局)

- 第 1 5 条
1. 本団体は事務を処理する為、事務局をおく。
 2. 事務局長及び職員は会長が任命する。
 3. 事務局に関する規定は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 1 6 条 本団体の会議は総会及び理事会とする。

(総会の種類及び招集)

- 第 1 7 条
1. 総会は通常総会及び臨時総会とする。
 2. 通常総会は毎年 1 回、年度終了後 8 0 日以内に開催する。
 3. 臨時総会は次の場合に招集するものとする。
 - (1) 会長若しくは理事会が必要と認めた時
 - (2) 評議員の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求のあった時
 4. 総会は民法第 5 9 条の規定により監事が召集する場合の他は会長が召集する。

5. 総会の招集は開催日の5日前迄に会議の日時、場所及び会議の目的事項を書面で評議員に通知しなければならない。

(総会の議決権)

- 第18条
1. 団体会員は総会に於いてその団体を代表する1名の評議員を選任し、1個の議決権を有する。尚、インラインチーム、MIEリーグよりそれぞれ1名の評議員を選任し、1個の議決権を有する。
 2. 個人会員は総会に於いて評議員として1個の議決権を有する。
 3. 賛助会員は総会に出席し意見を述べることは出来るが議決権は有しない。

(総会の議事及び書面表決)

- 第19条
1. 総会の議長は会長が任ずる。
 2. 総会は評議員過半数の出席がなければ開くことは出来ない。
 3. 総会の議事は出席議員の過半数を以って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
 4. やむを得ない理由のため会議に出席できない評議員はあらかじめ通知された事項について書面を以って表決し又は他の構成員を代理人として表決を委任することが出来る。この場合に於いて前2項の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議決事項)

第20条 次の各号に定める事項は総会の議決を終えなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算決定または変更
- (2) 登録費の額の決定又は変更
- (3) 収支決算及び財産目録の承認
- (4) 規約の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 基本財産の処分
- (7) 解散
- (8) その他本団体の運営上重要事項

(総会の議事録)

第21条

1. 総会の議事について議事録を作成しなければならない。
2. 議事録は次の各号に定める事項を記載、議長及び評議員2名以上が署名しなければならない。

- (1) 総会の種類
- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 評議員の総数及び出席評議員の数
- (4) 議決事項の件名及び議決の結果
- (5) 議事概要

(理事会)

- 第22条 1. 理事会は理事を以って構成し、必要がある場合に会長又は理事の3分の1以上の要請によって召集する。
2. この定款で定めるものの他、次の事項は理事会が審議決定する。
- (1) 事業の執行に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 財産の管理に関する事項
 - (4) 諸規定の制定及び改廃
 - (5) 総会への提出議事及び総会により委任された事項
 - (6) その他本団体の運営上必要な事項
3. 第17条第5項、19条及び第21条の規定は理事会に準用する。ただし理事会の議長は会長が任ずる。
4. 監事は理事会に出席して意見を述べる事が出来る。但し議決権を有しない。

(専門委員会)

- 第23条 年度事業計画に基づき書く事業を円滑に処理する為次の各部委員会を設置する各委員会は担当事業についての運営及び提案等の審議事項を各部委員長会議へ上申する。
1. 強化委員会 強化委員会は連盟登録選手の競技力向上に関する事項を処理する。各競技大会への役員及び選手選考は強化委員会が行う。
 2. 普及委員会 普及委員会は広報PR活動、ジュニア育成、遠征、交歓会等の事項を処理する。
 3. 競技事業委員会 競技運営に関する事項を処理する。
 4. その他の専門委員会 事業遂行の為に必要あるときは理事会の承認を経て、その他の専門委員会を置く事が出来る。
 5. 各専門委員会には必要に応じて会長、副会長、理事長、副理事長、各委員長が出席するものとする。

(専門委員)

- 第24条 1. 専門委員は委員長、副委員長、及び若干名の委員で構成される。
2. 委員長、副委員長は会長が指名する。その他の委員は推薦し会長が委嘱する。

(委員長会議)

- 第25条 各部委員長会議に於いて専門委員会での審議提案事項を検討し理事長が書面にて会長に報告し会長の承認を得なければならない。

第5章 資産及び会計

(資産構成及び種類)

第26条 1. 本団体の資産は次の各号に定める財産を以って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録記載の財産
- (2) 加盟費及び登録費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業から生じる収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

2. 本団体の資産は基本財産及び通常財産に分ける。

(基本財産)

第27条 基本財産は次の各号に定める財産とし、これを処分することが出来ない。ただし、やむを得ない特別の事由があるときは総会の議決を経て処分することが出来る。

- (1) 基本財産として指定された寄附金品
- (2) 総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

(通常財産及び経費の支弁)

第28条 通常財産は前条に規定する基本財産以外のものを言い、本団体の経費は通常財産を以って支弁する。

(資産の管理)

第29条 本団体の資産は理事長が管理し、管理の方法は理事会の議決による。

(会計年度)

第30条 本団体の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以って終る。

(予算及び決算)

第31条 1. 本団体の予算は理事長が会計年度毎に編成し、理事会の議決を経て総会の議決を得なければならない。

2. 本団体の決算は理事長が会計年度終了後1ヶ月以内に決算書を作成し、財産目録を付して理事会の議決を経て総会の承認を受けなければならない。

3. 監事は前項の監査について、総会に報告しなければならない。

(特別会計)

第32条 第4条に定める事業遂行上必要ある場合は特別会計を設けることが出来る。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 本規約は総会に於いて評議員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第34条 1. 本団体の総会に於いて評議員の3分の2以上の決議により解散する。この場合、第19条第4項の規定を適用する。
2. 解散の時に存する残余財産は総会に議決を以って類似の目的を持つ他の団体又は公益法人に寄附することが出来る。

第7章 雑 則

- 第35条 この規約の施行について必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

細 則

1、 ジュニアチームの加盟費

第6条第1項の(1)の規定にかかわらずジュニアチームの加盟費は
10,000円とする。

2、 第3章 役員 役員の種類及び数

第9条 理事定数15名(会長、副会長、理事長、副理事長を含む)

定数15名の理事定数に関する選出の方法については下記の通りとする。

・理事選考委員による推薦者 . . . 12名

(本県スケート界有識者を含む)

・会長推薦 . . . 3名 計 15名

宮城県アイスホッケー連盟規約 (内規)

1、登録選手の移籍について

選手が年度途中で、所属チームから他のチームへ移籍を希望し、両チームの代表者の合意により、認める場合は、所定の様式に必要事項を記入の上、本連盟宛提出するものとする。

尚、その効力は申請提出日の10日後から有効となる。

(平成14年5月27日追加)

退部した選手の県内チームへの移籍は、移籍審査委員会の開催を求めることが出来る。

2、女子の登録について

女子が選手登録をする場合は、次の通りとする

・小学4年生～6年生 …… 第4種に登録

・中学生、高校生、大学生、一般 …… 第7種に登録

但し、県内のチームに所属する中学生が県リーグ戦、県民体育大会、県選手権大会に出場を希望する場合は、その大会出場を認めるものとする。

尚、東北大会以上の大会（東北女子大会・全日本女子大会を除く）については、出場する事が出来ない。

3、追加登録について

選手の追加登録は、所定の申請用紙に必要事項を記入の上、本連盟宛申請すると同時に所定の個人分担金を収めるものとする。尚、その効力は申請提出日の10日後から有効となる。但し、チームとしての追加登録は9月30日を期限とする。

4、外国人選手の出場資格について

外国人選手が、宮城県アイスホッケーリーグ戦及び宮城県アイスホッケー選手権大会の県内大会への出場を希望する場合は下記の通りとする。

(1)外国人選手は、県連盟1種のチームに所属した、(財)日本アイスホッケー連盟に選手登録を行うものとする。

尚、1種のチームに所属した選手はM I Eリーグへの登録は出来ない。

(2)外国人選手という事での、出場制限等の規制は一切設けない。